

# 1. 改正相続法の施行時期と適用場面

本ページの網掛部分は講師による

## (1) 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律 72 号）

平成 30 年 7 月 13 日公布

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年7月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）

二 第一条中民法第九百六十八条、第九百七十条第二項及び第九百八十二条の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日（平成 31 年 1 月 13 日）

三 第一条中民法第九百九十八条、第一千条及び第一千二十五条ただし書の改正規定並びに附則第七条及び第九条の規定 民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）

四 第二条並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条及び第二十三条から第二十六条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（令和 2 年 4 月 1 日）

五 第三条中家事事件手続法第三条の十一及び第三条の十四の改正規定並びに附則第十一条第一項の規定 人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）の施行の日（令和元年 4 月 1 日）又はこの法律の施行の日（令和元年 7 月 1 日）のいずれか遅い日

第二条 この法律の施行の日（令和元年7月1日）（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

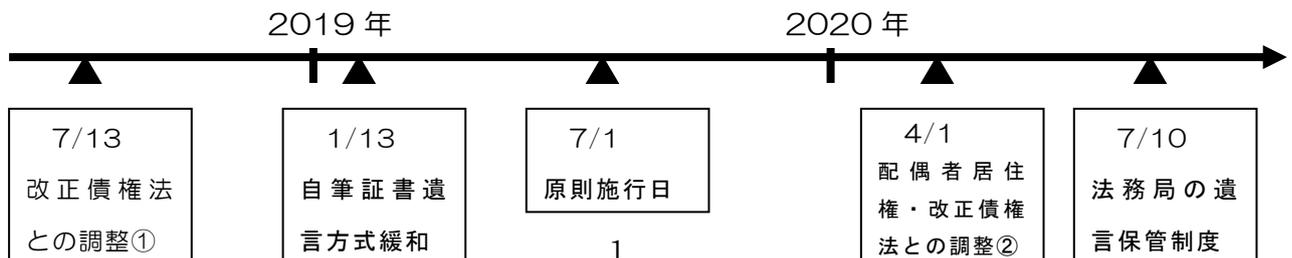
## (2) 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年法律 73 号）

平成 30 年 7 月 13 日公布

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（令和 2 年 7 月 10 日）から施行する。

各法律の施行日



(3) 説例による経過措置の確認

設問1

×は、平成30年12月1日、不動産目録をパソコンで作成し、その他は旧法による自筆証書遺言の方式にしたがって遺言を作成した。この遺言は自筆証書遺言としての効力を有するか。



項目	内容	適用	経過措置条文
平成31年1月13日 (附則1条2号)			
自筆証書遺言の方式緩和	全文の自書を要求している自筆証書遺言の方式を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよいものとする。ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要する。	例外：平成31年1月13日以降になされた遺言に適用	附則6条

設問2

×は、平成31年4月1日、20年以上連れ添った配偶者Yに対し居住用不動産を贈与し、令和元年7月10日に死亡した。この贈与について、遺産分割の際、持戻し免除の意思表示があったと推定し、当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができるか。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日	原則施行日（平成30年政令316号）		
適用の原則	「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）		
持戻し免除の意思表示の推定規定	婚姻期間が20年以上である夫婦の一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、民法第903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要とする（当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができる。）。	例外：施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。	附則4条

設問3

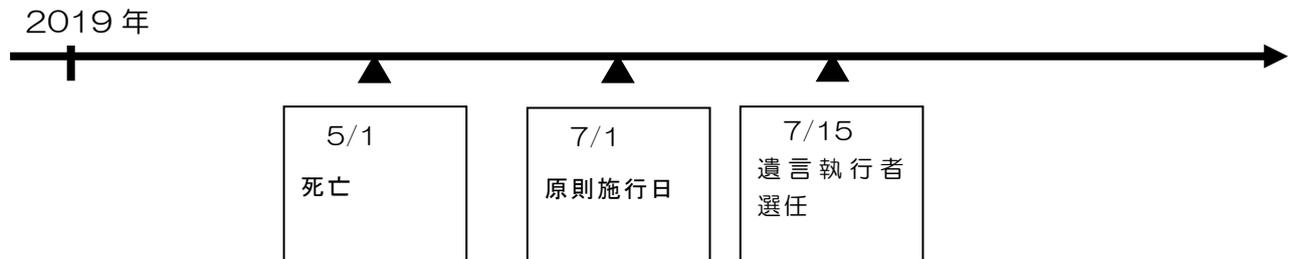
×は、平成 25 年 4 月 1 日に死亡したが、遺産分割の話し合いがまとまっていない。相続人 Y は、令和元年 7 月以降、凍結されたままになっている預金について、金融機関に対し、民法 909 条の 2 にもとづいて単独で一部払戻しを請求することができるか。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年 7 月 1 日	原則施行日（平成 30 年政令 316 号）		
適用の原則	「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則 2 条）		
遺産分割前の払戻し制度の創設等	各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、各口座ごとに以下の計算式で求められる額（ただし、同一の金融機関に対する権利行使は 150 万円を限度とする。）までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができる。  【計算式】 単独で払戻しをすることができる額＝（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1）×（当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分）	例外：施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に預貯金債権が行使されるときにも、適用する。	附則 5 条 1 項

設問 4

×は、令和元年5月1日に死亡した。残された遺言には遺言執行者の指定がなかったため、申立により、令和元年7月15日にYが遺言執行者に選任された。Yは、民法1007条2項にもとづき遺言の内容を相続人に通知しなければならないか。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日	原則施行日（平成30年政令316号）		
適用の原則	「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）		
遺言執行者の権限の明確化等	<p>① 遺言執行者の一般的な権限として、遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は相続人に対し直接にその効力を生ずることを明文化した。</p> <p>② 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならないこととした。</p>	<p>原則：令和元年7月1日以降に開始した相続に適用</p> <p>例外：遺言執行者の通知義務（1007条2項）、遺言執行者の権利義務（1012条）は令和元年7月1日前に開始した相続に関し同日以降に遺言執行者となる者にも適用</p>	<p>附則2条</p> <p>附則8条1項</p>

設問5

×は、平成31年3月1日に、①自宅の土地建物をYに相続させる、②遺言執行者はZを指定する旨の遺言を作成し、令和元年7月15日に死亡した。遺言執行者Zは、当該土地建物の名義をY名義に移転するための登記申請をすることができるか。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日	原則施行日（平成30年政令316号）		
適用の原則 「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）			
	特定遺贈又は特定財産承継遺言（いわゆる相続させる旨の遺言のうち、遺産分割方法の指定として特定の財産の承継が定められたもの）がされた場合における遺言執行者の権限等を、明確化する。	例外：特定財産承継遺言の債権以外の対抗要件具備行為等（1014条2項～4項）は令和元年7月1日前にされた特定財産承継遺言に係る遺言執行者によるその執行については適用しない	附則8条2項

設問6

×は、平成31年3月1日に自宅の土地建物をYに相続させる、遺言執行者はZを指定する旨の遺言を作成し、令和元年7月15日に死亡した。なお、当該遺言には遺言執行者がその任務を第三者に行わせることができる旨の定めはなかった。Zは遺言執行者に就任したが、自信がないので司法書士甲に遺言執行者の任務を行わせたいと考えているが、それは可能か。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日	原則施行日（平成30年政令316号）		
適用の原則 「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）			
	遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。この場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。	例外：遺言執行者の復任権（1016条）は令和元年7月1日前にされた遺言には適用しない	附則8条3項

設問7

×は、令和元年5月1日に死亡した。残された遺言には遺言執行者の指定がなかったため、申立により、令和元年7月15日にYが遺言執行者に選任され、×の不動産は遺贈を原因としてZに所有権移転登記がされた。相続人AがZに対してすることができるのは遺留分減殺請求か、遺留分侵害額請求か。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日	原則施行日（平成30年政令316号）		
適用の原則 「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）			
遺留分制度に関する見直し	<p>① 遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされていた規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることとする。</p> <p>② 遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちには準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を求めることができる。</p>	原則：令和元年7月1日以降に開始した相続に適用	附則2条

設問8

×は、令和元年5月1日に死亡した。残された遺言にはすべての財産はYに相続させると書かれていた。平成31年7月10日、相続人Zの債権者であるAは、代位でYZ名義の法定相続分による登記をしてZの持分を差し押さえた。YはAに対し、Yに所有権があることを対抗できるか。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日 原則施行日（平成30年政令316号） 適用の原則 「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）			
相続の効力等に関する見直し	特定財産承継遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができる」とされている規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないことにする。	原則：令和元年7月1日以降に開始した相続に適用	附則2条

設問9

×は、令和元年5月1日に死亡した。相続人であるYZの遺産分割協議により×の売掛金はYが取得することになった。令和元年7月10日、Yは、債務者Aに対し、遺産分割協議書を示して売掛金の支払いを請求した。

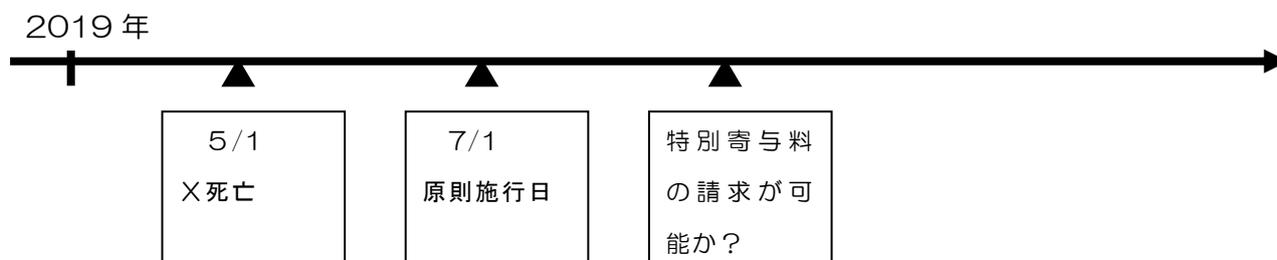
しかし、Aは、YだけではなくZ名義でも遺産分割により売掛金をYが取得したという連絡をもらわなければYに支払うことはできないと言って支払いを拒絶した。Aの拒絶は正当か。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日 原則施行日（平成30年政令316号） 適用の原則 「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）			
相続の効力等に関する見直し	特定財産承継遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされている規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないことにする。	例外：899条の2の規定は施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する	附則3条

設問 10

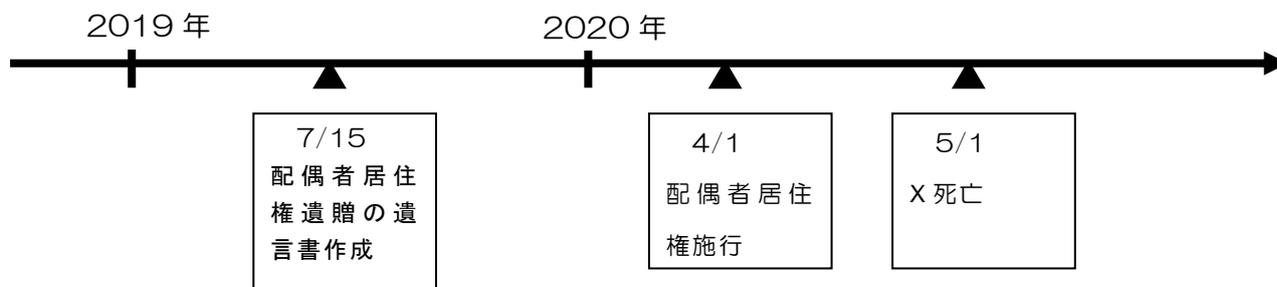
×は、令和元年5月1日に死亡した。相続人ではないY（相続人の妻）は、無償で×の療養看護等を行ったことに対し、令和31年7月1日以降であれば、民法1050条を根拠に相続人に対して金銭請求をすることができるか。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年7月1日	原則施行日（平成30年政令316号）		
適用の原則	「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条）		
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。	原則：令和元年7月1日以降に開始した相続に適用	附則2条

設問 1 1

×は、令和2年4月1日から配偶者居住権が新設されることを知り、令和元年7月15日、配偶者居住権を妻Yに遺贈する旨の遺言書を作成した。令和2年5月1日×は死亡した。Yは配偶者居住権の遺贈を受けることができるか。



項目	内容	適用	経過措置条文
令和2年4月1日 (平成30年政令316号)			
配偶者短期居住権	<p>① 配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。</p> <p>② 遺贈などにより配偶者以外の第三者が居住建物の所有権を取得した場合や配偶者が相続放棄をした場合など①以外の場合、配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、居住建物の所有権を取得した者は、いつでも配偶者に対し配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができるが、配偶者はその申入れを受けた日から6か月を経過するまでの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。</p>	例外：令和2年4月1日以降に開始した相続に適用する	附則10条1項

<p>配偶者居住権</p>	<p>配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることにする。</p>	<p>例外：配偶者短期居住権、配偶者居住権の規定は、令和2年4月1日以降に開始した相続に適用する。</p> <p>例外：配偶者居住権の規定は、令和2年4月1日前にされた遺贈については、適用しない。</p>	<p>附則 10 条 1 項</p> <p>附則 10 条 2 項</p>
---------------	--	--	---------------------------------------

(4) その他の経過措置の確認

項目	内容	適用	経過措置条文
令和元年 7 月 1 日			
改正人事訴訟法との関係	相続に関する審判事件の管轄権（家事事件手続法 3 条の 11） 特別の事情による申立ての却下（同 3 条の 14）	例外：平成 31 年 4 月 1 日前にされた家事事件手続法別表第二の十五の項の事項についての審判事件の申立てをすることができ旨の合意については適用しない	家事事件手続法附則 11 条 1 項
令和元年 7 月 1 日 原則施行日（平成 30 年政令 316 号）			
	預貯金債権の仮分割の仮処分については、家事事件手続法第 200 条第 2 項の要件（事件の関係人の急迫の危険の防止の必要があること）を緩和することとし、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができることにする。	原則：令和元年 7 月 1 日以降に開始した相続に適用	附則 2 条
遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲	① 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意により、当該処分された財産を遺産分割の対象に含めることができる。 ② 共同相続人の一人又は数人が遺産の分割前に遺産に属する財産の処分をした場合	原則：令和元年 7 月 1 日以降に開始した相続に適用	附則 2 条

	には、当該処分をした共同相続人については、①の同意を得ることを要しない。		
令和 2 年 4 月 1 日（附則 1 条 3 号、平成 30 年政令 316 号）			
債権法改正との関係	① 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時の状態で引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。（998 条）	例外：令和 2 年 4 月 1 日以降にされた遺贈に係る遺贈義務者の引渡義務に適用	附則 7 条 1 項
	② 第三者の権利の目的である財産の遺贈に関する規定の削除（1000 条）	例外：令和 2 年 4 月 1 日以降にされた遺贈にのみ適用	附則 7 条 2 項
	③ 遺言の撤回に関する錯誤（1025 条ただし書）	例外：令和 2 年 4 月 1 日以降に撤回された遺言に適用する	附則 9 条
		例外：令和 2 年 4 月 1 日前にされた遺贈については適用しない	附則 10 条 2 項
令和 2 年 7 月 10 日 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年政令 316 号）			
法務局における遺言書の保管	高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を創設する。	原則：施行日から適用	

## 参考資料

### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日
- 二 第一条中民法第九百六十八条、第九百七十条第二項及び第九百八十二条の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
- 三 第一条中民法第九百九十八条、第一千条及び第一千二十五条ただし書の改正規定並びに附則第七条及び第九条の規定 民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日
- 四 第二条並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条及び第二十三条から第二十六条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 五 第三条中家事事件手続法第三条の十一及び第三条の十四の改正規定並びに附則第十一条第一項の規定 人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(共同相続における権利の承継の対抗要件に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第八百九十九条の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

(夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与に関する経過措置)

第四条 新民法第九百三条第四項の規定は、施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使に関する経過措置)

第五条 新民法第九百九条の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に預貯金債権が行使されるときにも、適用する。

- 2 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新民法第九百九条の二の規定の適用については、同条中「預貯金債権のうち」とあるのは、「預貯金債権（預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権をいう。以下同じ。）のうち」とする。

(自筆証書遺言の方式に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日にされた自筆証書遺言については、新民法第九百六十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(遺贈義務者の引渡義務等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前にさ

れた遺贈に係る遺贈義務者の引渡義務については、新民法第九百九十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 第一条の規定による改正前の民法第千条の規定は、第三号施行日前にされた第三者の権利の目的である財産の遺贈については、なおその効力を有する。

(遺言執行者の権利義務等に関する経過措置)

第八条 新民法第千七条第二項及び第千十二条の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に遺言執行者となる者にも、適用する。

- 2 新民法第千十四条第二項から第四項までの規定は、施行日前にされた特定の財産に関する遺言に係る遺言執行者によるその執行については、適用しない。

- 3 施行日前にされた遺言に係る遺言執行者の復任権については、新民法第千十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(撤回された遺言の効力に関する経過措置)

第九条 第三号施行日前に撤回された遺言の効力については、新民法第千二十五条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(配偶者の居住の権利に関する経過措置)

第十条 第二条の規定による改正後の民法（次項において「第四号新民法」という。）第千二十八条から第千四十一条までの規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）以後に開始した相続について適用し、第四号施行日前に開始した相続については、なお従前の例による。

- 2 第四号新民法第千二十八条から第千三十六条までの規定は、第四号施行日前にされた遺贈については、適用しない。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第三条の規定による改正後の家事事件手続法（以下「新家事事件手続法」という。）第三条の十一第四項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前にした特定の国の裁判所に特別の寄与に関する処分の審判事件（新家事事件手続法別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。）の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

- 2 施行日から第三号施行日の前日までの間における新家事事件手続法第二百条第三項の規定の適用については、同項中「民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

(家事事件手続法の一部改正に伴う調整規定)

第十二条 施行日が人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における新家事事件手続法第二百六条の二及び別表第二の規定の適用については、同条中「審判事件」とあるのは「審判事件（別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。）」と、同表中「第百九十七条」とあるのは「第百九十七条、第二百六条の二」とする。

## 2. 具体例で検討してみよう

被相続人P 令和元年7月25日死亡

相続財産 土地 評価額1000万円（自宅敷地）

建物 評価額500万円（自宅建物）

預金 中央銀行 900万円（まだ凍結されていない）

半田山銀行 120万円（まだ凍結されていない）

なお、生前から入退院を繰り返しており、預金の管理はすべて長女Bに任せていた。

相続人A（Pの妻 80歳 無職）

財産 預金50万円

収入 年金 月平均15万円

支出 生活費 月平均10万円

生活状況

長男C（55歳）と同居しているが、Cは知的障害者であり稼働していない。Cは障害年金を受給しているがそれだけではCの生活費が不足するため、Aの年金収入と併せて生活費を賄っている。

3年ほど前から判断能力が低下しているため、長女BがAの保佐人に選任されている。

相続人B（PとAの長女 58歳 無職）

財産 預金100万円

夫と共有のマンション 持分2分の1

収入 なし

生活状況

公務員の夫と、Aの近隣で二人暮らし。子供1人はすでに就職し、もう一人は医大の大学生。医大の授業料の工面に苦労している。働いて収入を得たいと考えているが、Aの保佐人として、実質的にAとCの預金を管理しているため、思うように働くことができない。Aの保佐人の権限としては

相続人C（PとAの長男 55歳 無職）

財産 預金20万円

収入 障害年金 月平均6万円

支出 生活費 月平均6万円

生活状況

母Aと同居しており、婚姻歴はなく、子供もいない。幼い頃から知的障害があり、キャッシュカードを使うこともできず、稼働することもできない。障害年金を受給しているが、姉Bが事実上管理しており、障害年金はそのすべてが生活費に消えてしまう。

## 保佐人B（被保佐人A）の代理行為目録

### 1 財産管理関係

#### (1) 不動産関係

- ①本人の不動産に関する取引（売却、担保権設定、賃貸、）
- ②他人の不動産に関する（購入、借地、借家）契約の締結・変更・解除
- ③住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

#### (2) 預貯金等金融関係

- ①預貯金に関する金融機関等との一切の取引（解約・新規口座の開設を含む。）
- ②その他の本人と金融機関との取引（貸金庫取引、保護預かり取引、証券取引、為替取引、信託取引、）

#### (3) 保険に関する事項

- ①保険契約の締結・変更・解除
- ②保険金の請求及び受領

#### (4) その他

- ①定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続（家賃・地代、年金・障害手当金その他の社会保障給付、その他）
- ②定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続（家賃・地代、公共料金、保険料、ローンの返済金、その他）
- ③本人の負担している債務の弁済及びその処理

### 2 相続関係

- ①相続の承認・放棄
- ②贈与、遺贈の受諾
- ③遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④遺留分減殺の請求

### 3 身上監護関係

- ①介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ②要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
- ③福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ④医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

### 4 登記・税金・訴訟

- ①税金の申告・納付
- ②登記・登録の申請
- ③本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為（民事訴訟法 55 条 2 項の特別授權事項を含む。）
- ④訴訟行為（民事訴訟法 55 条 2 項の特別授權事項を含む。）について、当該行為につき訴訟代理人となる資格を有する者に対し授權をすること

### 5 その他

- ①以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ②以上の各事務に関連する一切の事項

## 設問1

Pの死亡により、Pの入院費として10万円、お布施等お寺への支払いとして50万円の支払いが必要である。また、葬儀はAが喪主となって執り行うこととなったが、Pの実家のしきたりにしたがうと、香典で入院費、お寺への支払いができたとしても、Aの資力では120万円の葬儀費用の支払いをすることができない。

Aとしては、Pの実家のしきたりにしたがって葬儀を行いたいという強い希望があり、Bも、Aの気持ちを尊重したいと考えているが、葬儀会社からは、葬儀代は葬儀から1ヶ月以内に支払って欲しいと言われている。

Aは、葬儀代調達のため、改正法の規定を活用できるか？

### 家事事件手続法

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

#### 第200条

##### 1 省略

2 家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

##### 4 省略

### 民法

(法定相続分)

第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

(代襲相続人の相続分)

第901条 第887条第2項又は第3項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

2 前項の規定は、第889条第2項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

## 1 遺産分割協議成立前に被相続人の預金から引き出す方法

(1) 仮分割の仮処分(家事事件手続法200条2項)

(2) 仮払いの仮処分(家事事件手続法200条3項)

(3) 一部払戻請求(民法909条の2)

葬儀代を葬儀から1ヶ月以内に支払うには?

## 2 一部払戻請求の請求できる範囲と額の算出方法

(1) 請求できる範囲と額の算出

- ① 遺産に属する預貯金債権であること  
遺産に属さない預貯金債権とは？
- ② 相続開始の時の預貯金額を基準とする
- ③ 第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額
- ④ 法務省令で定める額を限度とする

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令案

「標準的な生計費の額については、毎年、国家公務員の給与勧告を行う際に人事院が参考資料として算定を行っており、世帯人員が1名の標準生計費は1か月当たり12万円弱となっている。また、平均的な葬式費用の額については、150万円前後とされている。これらの事情に鑑みると、150万円を払い戻すことができれば、約1年分の生計費、又は平均的な葬式費用をまかなうことができる。」

## (2) 実際に算出してみよう

- ① 限度額（150万円）を超えない場合  
相続発生時点預貯金の残高：300万円、法定相続分：2分の1  
 $300万円 \times 1 / 3 \times 1 / 2 = 50万円$
- ② 限度額（150万円）を超える場合  
相続発生時点預貯金の残高：1200万円、法定相続分：2分の1  
 $1200万円 \times 1 / 3 \times 1 / 2 = 200万円 > 150万円$
- ③ 複数の金融機関に口座がある場合  
A銀行：300万円、B銀行：1200万円、法定相続分：2分の1  
A銀行  $300万円 \times 1 / 3 \times 1 / 2 = 50万円$   
B銀行  $1200万円 \times 1 / 3 \times 1 / 2 = 200万円 > 150万円$   
合計200万円

一部払戻しが認められる預貯金の額は、金融機関毎に考える必要がある。

④ 同一金融機関に複数の口座がある場合

普通預金：300万円、定期預金：1200万円、法定相続分：2分の1

普通預金  $300万円 \times 1/3 \times 1/2 = 50万円$

定期預金  $1200万円 \times 1/3 \times 1/2 = 200万円$

合計250万円 > 150万円

一部払戻しが認められる預貯金の額は、預金毎に考える必要がある。

※資金用途を明らかにする必要はない。

3 一部払戻請求の効果

遺産分割と同様の効果がある→相続の承認に当たる

4 本設問の検討

中央銀行：900万円、半田山銀行：120万円、相続人Aの法定相続分は2分の1

中央銀行  $900万円 \times 1/3 \times 1/2 = 150万円$

半田山銀行  $120万円 \times 1/3 \times 1/2 = 20万円$

合計170万円 > 葬儀代120万円

## 設問2

Aは、909条の2にもとづいて、中央銀行に対する預貯金債権の払戻しを請求することが考えられるが、BはAの保佐人としてAを代理して払戻請求をすることができるか。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によってこれを取得したものとみなす。

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令

民法(明治29年法律第89号)第909条の2の規定に基づき、同条に規定する法務省令で定める額を定める省令を次のように定める。

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額は、150万円とする。

### 1 909条の2にもとづく預貯金債権の一部払戻請求権の法的性質を考える

- ア)「紛争を前提とする一種の債権回収」
- イ)「権利行使をすることが遺産分割に関する意思表示を含む」
- ウ)「単に預貯金債権者としての権利行使にとどまる」

#### (1) ア案の検討

【検討点】

- ・909条の2の払戻請求権は改正法によって法定された権利
- ・Aの権利の存否、あるいは瑕疵の有無を争う余地があるか?

#### (2) イ案の検討

【検討点】

- ・909条の2の効果「当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす」をどう読むか?
- ・請求者である相続人に「遺産分割の意思」が含まれているか?

#### (3) 「909条の2」の成立の背景事情から考える

- ① かつての判例の考え方

- ・預貯金債権は可分債権
- ・相続の開始によって当然に法定相続分の割合に応じて相続人に分割承継される

② 平成 28 年 12 月 19 日の最高裁決定

③ 実務上の運用

④ 「909 条の 2」の目的

- ・相続人にとって . . . 相続開始後遺産分割前における共同相続人の喫緊の資金需要に迅速に対応。遺産分割前に、裁判所の判断を経ることなく一定の預貯金債権を行使可能
- ・金融機関にとって . . . 予期せぬ紛争に巻き込まれることを回避できる

(4) 結論「Bに法定代理権がある」

- ・ウ案が妥当
- ・「自分の預金を自分で引き出す」ことと何ら変わりはないと考えられる

2 司法書士が代理請求できるか？

- ・法 3 条業務？
- ・規則 31 条業務？
- ・一般受託業務？

※ 法 3 条業務ではないが、司法書士でない者であっても行うことができる業務のうち、規則 31 条で例示列挙されていない業務（『相続実務必携』第 2 章）。ただし、他法で制限されている業務を除く。

例) 遺産承継業務としての調査業務, 執行業務

公正証書遺言の証人

法人の印鑑証明書の交付請求 など

- ・140 万円を超える請求の代理は可能？

3 委任状の記載事項

(1) 遺産承継業務としての預貯金解約手続きの場合

- ・委任事項は明白 . . . 口座の解約, 預金残高全額の払戻し
- ・複数口の口座がある場合、当然にそのすべてが解約の対象
  - ☛ 「被相続人 X (令和元年 6 月 21 日死亡) 名義のすべての預金口座の解約手続き」で OK

(2) 909 条の 2 の請求の場合

- 払戻し可能な上限額の定めがある
- 必ずしも限度額満額の請求をするケースばかりではない
- 複数口座がある場合、いずれの口座から払戻しを受けるのか？
  - 単に「被相続人×(令和元年 6 月 21 日死亡)名義の預金について民法 909 条の 2 に基づく払戻請求をする件」では ×
- 「909 条の 2」に基づく請求であることを明記すべき！

【記載例】

<b>委 任 状</b>	
浜松市東区半田山五丁目 39 番 24 号	
受任者 司法書士法人浜松総合事務所	
上記の者に対し、下記の権限を委任する。	
記	
亡・中村大介(令和元年 5 月 21 日)死亡の相続に関する下記の権限	
(1) 民法 909 条の 2 に基づき、〇〇銀行〇〇支店普通預金口座(口座番号 1234567)から金 100 万円の払戻請求をする件	
(2) 金員の受領	
(3) 前各号に必要な一切の件	
以 上	
令和元年 7 月 21 日	浜松市北区三方原町 100 番地の 10
	亡・中村大介相続人
	委任者 中 村 陽 子 (実印+印鑑証明)

4 複数の相続人からの 909 条の 2 の払戻請求の受任

- 払戻請求権の上限額は 909 条と 901 条によって画一的に算出される
- 請求可能な範囲は、他の相続人との関係で互いに排他性あり
- 利益相反関係は生じない！

5 909 条の 2 の法的効果

- 「遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす」とは？
- 【精算義務】・・・ 909 条の 2 の請求によって払戻しを受けた財産は「実際には後日に相続人間で行われることとなる遺産分割において取得した財産」と位置付けられることになるため、特別受益者の場合と同じように、後日の遺産分割において超過部分の精算義務を負うこととなる(堂園幹一郎・野口宣大『一問一答新しい相続法』(商事法務)75頁)
- 適正な精算は可能か？

### 設問3

- (1) 仮に、保佐人Bが「預貯金に関する金融機関等との一切の取引」、「遺産分割又は単独相続に関する諸手続」ともに代理権がなかった場合、Aは、単独で909条の2にもとづく預貯金債権の一部払戻請求権を行使できるか？
- (2) 保佐人Bの同意を要するとすれば、その根拠条文は何か？
- (3) この場合、Bが同意することは利益相反行為に該当するか？

(保佐人の同意を要する行為等)

第13条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領収し、又は利用すること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

2 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(法定単純承認)

第921条 次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び第602条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。

二 相続人が第905条第1項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。

#### 1 保佐人の同意を要する行為

909条の2にもとづく預貯金債権の一部払戻請求は保佐人の同意を要する行為にあたるか

## (1) 13条1項の検討

### ① 「元本」とは？

- ・利益や収益を生み出す基礎となる財産のこと

### ② 被保佐人による預貯金の出金

- ・保佐人が包括的な同意を与えていると考えられるケース
- ・日常的な預貯金の出金と909条の2にもとづく払戻し

## (2) 13条6号の検討

### ① 法定単純承認事由

- ・2号は射程外

### ② 「処分」とは？

- ・財産の現状を変更することや、売買などのように財産権の変動を生じさせる法律行為のこと

## 2 根拠条文

条文の再確認

## 3 保佐人と被保佐人との利益相反

被保佐人の払戻請求について、保佐人が同意をすることは利益相反行為に該当するのか

### (1) 909条の2にもとづく払戻請求における請求可能な範囲

- ・他の相続人の利益を害することはないと言える

### (2) 特別受益及び寄与分の制度と909条の2にもとづく払戻請求

- ① 払戻しできる上限額の算出に特別受益及び寄与分の制度を考慮する必要性は？
  - 909 条の 2 の条文上、考慮する必要はないと言える
  
- ② 金融機関の立場から
  - 立法趣旨との関連
  
- ③ 昭和 42 年 4 月 18 日の最高裁判決
  - 利益相反に該当するかどうかは、外形的、客観的に考察して判断すべきとする、「外形説」がとられている。

#### 設問4

Cの成年後見人として司法書士Xが選任された。

- (1) 保佐人Bが、909条の2にもとづきAに代理して中央銀行から150万円を引き出した場合、司法書士XはBに対し何らかの請求ができるか？
- (2) Pの口座が凍結されていないことを奇貨として、Bが単独でPの預金150円を引き出した場合はどうか？

#### 1 (1) の検討

#### 2 (2) の検討 ・ ・ ・ 「906条の2」の適用場面

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第906条の2 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

#### (1) 906条の2の概要

- 相続開始後遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合の原則的規定
- 【要件】
  - 相続人以外の第三者によって処分された場合 ・ ・ ・ 相続人全員の同意
  - 相続人の一人又は数人によって処分された場合 ・ ・ ・ 処分した相続人を除く相続人全員の同意
- 【効果】
  - 処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる
- 909条の2は906条の2の例外規定

#### (2) 906条の2の趣旨・目的

- ① 従来の遺産分割調停，審判の実務
- 遺産分割の対象 ・ ・ ・ 「相続開始時に存在」し、かつ「遺産分割時に存在」
  - 相続開始の前後を問わず、遺産分割前処分された財産は遺産分割の対象ではない
    - 財産を処分した者が相続人の一人である場合であっても、違法処分によ

って処分をした相続人が得た利益というのは、遺産分割において特段考慮しない取扱いであった（小田正二ほか「東京家庭裁判所家事第5部における遺産分割事件の運用—家事事件手続法の趣旨を踏まえ、法的枠組みの説明をわかりやすく行い、適正な解決に導く手続進行—」（判タ 1418号5頁））

- 共同相続人全員がこれを遺産分割の対象に含める旨の合意は有効（最一小判昭和54年2月22日家月32巻1号149頁ほか）
  - 処分をした相続人自身の同意を得られない？
- 別訴で不当利得返還請求または損害賠償請求ができるにすぎない
  - 立証責任というハードル

## ② 909条の2の新設

- 909条の2・・・精算義務あり
- 909条の2に基づかない違法な払戻しを野放しにしておくべきではない！

### 【立法過程での議論】

あえて精算義務のある909条の2を利用するインセンティブに乏しく、かえって違法行為を助長することにもなりかねない（東京家庭裁判所家事第5部編著『東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用』（日本加除出版）15頁）。

## ③ 906条の2の条文化

- 処分に与した相続人を除く相続人全員の同意だけで遺産分割対象財産に含めることを可能とした

## （3）「909条の2」「906条の2」の効果の違い

- ① 909条の2・・・相続人の固有財産に帰属したうえで、精算義務を課す
  - 150万円分の預貯金債権は、遺産分割時には存在しない財産
- ② 906条の2・・・違法処分した相続人の固有財産には帰属しない  
いまだ相続人全員の準共有状態のままに留まる
  - 150万円分の預貯金債権は、遺産分割時には【観念的】に存在する財産

### 【実務上の運用】

- 909条の2と同様「遺産分割によって取得した」とみなす
- Bの手許に残っている現金150万円を遺産分割の対象とする
- 特別受益と同視して持戻しの規定に従う
- Bに対する代償財産を遺産分割の対象とする など

- いずれも B の無資力の危険は他の相続人が負担せざるを得ない

### 3 A による 906 条の 2 の同意は、保佐人 B による 13 条の同意を要するか？

(保佐人の同意を要する行為) 抜粋

第 13 条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りではない。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

#### (1) 立法過程における議論

##### ① 「13 条の同意不要説」

- ・ 906 条の 2 の同意は、原則として同意をする被保佐人にとって不利益をもたらすものではない
- ・ 成年後見制度の理念であるノーマライゼーションの徹底を図るためには、むやみに保佐人の権利制限規定を拡張すべきではない

##### ② 「13 条の同意必要説」

- ・ 被保佐人に多額の特別受益があるようなケースのように必ずしも 906 条の 2 の同意が被保佐人にとって利益となるケースばかりではない
- ・ このような難解な判断を被保佐人の選択に委ねることは妥当でない

- 結論を出すには至らず、今後の司法判断に委ねられている（東京司法書士会民法改正対策委員会編『Q&A でマスターする相続法改正と司法書士実務—重要条文ポイント解説 162 問—』（日本加除出版）159 頁）。

#### (2) 私見 …… 13 条の同意必要

- ・ A による 906 条の 2 の同意は、相続人として、違法に処分された遺産を以後の遺産分割に取り込んで適正な遺産分割を進めて行こうとする意思表示と評価
- ・ すなわち、後日の遺産分割のための準備行為
- ・ 13 条 1 項 6 号の「遺産分割」そのものには該当しないまでも、同号の「相続の承認」に該当すると考えられる

(3) 利益相反行為に該当するか？

- AとC（成年後見人X）による906条の2の同意により、Bが違法処分した150万円の預貯金債権が遺産分割の対象に含まれることとなる
- 150万円の預金債権が遺産分割の対象に含まれない場合であっても、AやC（成年後見人X）から、Bに対する不当利得返還請求権や損害賠償請求権が存在していることに変わりはない
- そもそもBは906条の2の同意権者ではない
- そもそも、違法処分をしたBによる13条の同意は不要とも考えられないか？

《参考判例》 最判 S47. 2. 18 民集 26-1-46

事実上の後見人の立場で未成年者の財産につき無権代理行為をした者が後に後見人となった場合は、未成年者のための無権代理行為の追認をなすべき後見人と、無権代理行為をなした者とが同一人となったものにほかならないから、信義則上、自己がした無権代理行為の追認を拒絶することは許されず、追認の事実がなくてもその行為は未成年者本人に効力を生ずる。

4 Aが906条の2の同意をしない場合は？

5 Bによる払戻しを証拠によって認定できない場合は？

- Bが自身の処分行為であることを認めない
- A、CもBによる処分であることを立証できない
  - 1項の適用場面となる  
B自身の同意がない限り、遺産分割の対象に含めることはできない

6 Bの保佐人としての責任は？

## 設問 5

XがPの相続財産を調査したところ、Pの生前、Pの中央銀行の預金から100万円が引き出されていた。そこで、当時その預金を事実上管理していたBに確認したところ、Bが、Pの葬儀のために必要と考え、Pの了解なく、Pのキャッシュカードで中央銀行から100万円を引き出していたことがわかった。

ところが、Bは、その100万円を子供の医大の授業料として費消してしまっていた。この場合、Xとしては、Cの成年後見人としてどのようにすべきか。仮に、裁判所に何らかの請求をするとしたら、どの裁判所にどのような内容の申立てをすべきか。

(財産の調査及び目録の作成)

第853条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

### 2 省略

(財産の目録の作成前の権限)

第854条 後見人は、財産の目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第906条の2 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

## 1 設問4との相違点

### (1) 適用条文

設問4：相続開始後遺産分割前に引き出し→906条の2適用

設問5：相続開始前に引き出し→906条の2適用外

## 2 遺産分割調停の実務

遺産分割の調停・審判で当然に分割対象となる財産は、①被相続人が相続開始時に所有し、②現在（分割時）も存在する、③未分割の、④積極財産である。

相続人全員の合意があれば、貸金、不当利得・不法行為債権、賃料債権、生前払い戻された預貯金、死後払い戻された預貯金なども分割対象となる。（東京家庭裁判所家事第5部における相続法改正を踏まえた新たな実運用 日本加除出版 2019年6月発行）

### 3 XによるPの相続財産の調査

民法 853 条に基づく調査←854 条の適用

急迫の必要があるか？

### 4 Xの取りうる手段

#### （1）相続人全員の合意がある場合

- ・被保佐人 A の同意

設問4の保佐人の同意と類似の論点

- ・B の同意

→遺産分割協議・調停・審判

#### （2）相続人全員の合意がない場合

Pの相続人としての権利の行使

- ・不法行為に基づく損害賠償請求
- ・不当利得返還請求

→簡易裁判所へ提訴

#### （3）保全

仮差押の対象

- ① B の財産

- ・預金100万円
- ・マンション 持分2分の1

② Pの相続財産（相続分4分の1）

- ・預金920万円（230万円）
- ・不動産

③ 909条の2一部払戻請求権

「本方策は、法律上の規定を設けて預貯金債権のうち一定額については単独での権利行使を可能とするものであって、本方策によって性質の異なる複数の預貯金債権を創設するものではない。したがって、相続開始により相続開始により準共有となったものと解される預貯金債権の準共有持分を譲渡したり、これを差し押えることは可能であるが、「(2)」の方策（家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策）に係る払戻し請求権それ自体を独自に観念することはできず、これを譲渡したり、差し押えることはできないものと考えられる。・・・なお、本方策は、あくまでも共有法理の例外を設けたものであるから、第三者が相続人の共有持分を差し押さえた場合には、その相続人は、差押えによる処分禁止効により、本方策による払戻しを受けることもできなくなるものと考えられる。」（民法（相続関係）部会資料 25-2）

## 設問6

Pは生前、全ての財産をCに相続させる、遺言執行者に司法書士甲を指定する旨の遺言を残していた。この場合、

- 1 甲はP名義の不動産をCに移転する登記を遺言執行者として申請できるか。
- 2 C名義とする相続を原因とする所有権移転登記をする前に、他の相続人Bの債権者であるSが法定相続分による移転登記をしたうえで、Bの持分を差押えた。Cは自己の権利をSに対抗できるか。
- 3 Cが対抗要件を備える前に、他の相続人Bの債権者であるSが、中央銀行に対する預金債権のうち、Bの法定相続分について差押えをした。Cは自己の権利をSに対抗できるか。また、対抗できないならば、CがSに対して対抗するためにはどうしたら良いか。
- 4 Bは、909条の2にもとづいて預貯金債権の一部払戻し請求権を行使できるか。

(指名債権の譲渡の対抗要件)

第467条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

- 2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

(受任者の注意義務)

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第899条の2 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

- 2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定め

る額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

(遺言執行者の権利義務)

第 1012 条

3 第 644 条から第 647 条まで及び第 650 条の規定は、遺言執行者について準用する。

(特定財産に関する遺言の執行)

第 1014 条

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下「特定財産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第 899 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

## 1 遺言執行者の権限

遺言執行者は相続による移転登記を申請することができるのか

### (1) 特定財産承継遺言

- ・「相続させる」旨の遺言を「特定財産承継遺言」と定義している

### (2) 対抗問題における、旧法時代の問題点

第三者の法的地位を不安定にし、取引の安全を害するおそれがあるとの批判的指摘があった

#### ① 香川判決

- ・「相続させる」趣旨の遺言があった場合、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時に直ちに相続により承継される。

#### ② 平成 5 年 7 月 19 日判決

- ・「相続分の指定による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗できる」

### (3) 新法での対応

#### ① 対抗要件主義の採用

- 「法定相続分を超える部分」については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない

#### ② 遺言執行者への権限付与

## 2 不動産の対抗問題

### 対抗要件主義

## 3 債権の対抗問題

相続預貯金について対抗要件を具備するための行為

### (1) 債権の対抗要件

「譲渡人から債務者に対する通知」または「債務者の承諾」

### (2) 問題点

対抗要件具備に、受益相続人以外の相続人からの協力が必要

### (3) 新法での手当て

受益相続人が遺言の内容を明らかにして、債務者にその承継の通知をすることで、共同相 人の全員が債務者に通知をしたものとみなされる。

### (4) 債権に対抗要件を具備するための4つの方法

#### ① 譲渡人からの通知

#### ② 債務者の承諾

#### ③ 遺言執行者からの通知

④ 受益相続人からの通知

(5) 遺言執行者の責任

#### 4 特定財産承継遺言と909条の2にもとづく払戻請求

特定財産承継遺言がある場合でも、909条の2にもとづく払戻し請求はできるのか？

(1) 払戻請求の対象

「相続させる」趣旨の遺言があった場合その遺産は相続が発生した時点で遺産に属しないことになる。